

就労移行支援事業者
自立訓練事業者 様

神戸市福祉局障害者支援課

標準利用期間終了後の利用期間の延長について

平素は神戸市の障害福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標準利用期間が設定されている訓練等給付につきましては、その期間内でサービスを提供するものとされています。そのため、標準利用期間終了後の利用期間の延長については、やむを得ない事情があるなど支給決定機関が支給期間の延長が必要と判断できる利用者のみ適用できる例外的な手続きとなります。

しかし、近年、期間延長の相談事例が増加しており、事情説明が不十分な延長理由による依頼も見受けられます。

つきましては、標準利用期間終了後の期間延長は、やむを得ず延長が必要となる場合のみ適用となることを念頭においたうえで、訓練延長の必要性や延長期間についてご本人および各区の福祉事務所の担当者とよくご相談いただき、依頼いただくようお願いいたします。

記

1. 利用期間延長の取扱いについて

標準利用期間の設定のあるサービスは、目標に向けて利用者が標準利用期間内に達成するよう、サービスの提供が行われることが原則です。しかし、どうしても標準利用期間終了後も引き続きサービス利用が必要な利用者については、支給決定機関（福祉事務所等）がその必要性を判断した者に限り審査会に諮問し、審査会の個別審査で延長の必要性が認められた場合に、例外的に1回に限り、最大1年間の延長が認められます。

※自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）において、複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合は、当該最大1年間の更新に加え、さらに最大1年間（1回）の更新が可能。

※延長期間は最大1年間のうち、利用が必要と認められる期間になります。

【認められる理由の例】

- 入院等の止むを得ない中断期間があり個別支援計画の進行が遅れている場合など、利用期間を延長することで目標を達成することができる見込みがある場合。
- 延長することでステップアップした次のサービスに移行することができる見込みがある場合。
- 就職がほぼ決まっており、その間についてのみ延長する場合。
（なお、標準利用期間中に内定が出ている場合は就職者として取り扱うため、利用期間延長の対象とはなりません。）
- その他、やむを得ないと認められる状況がある場合。

- *ただし、前記のような理由がある場合でも、利用者の利用状況や事業者の支援状況について勘案した結果、利用を延長しても効果が認められないと支給決定機関が判断した場合は、延長は認められません。（例：利用者の自己都合による欠席が多く訓練への意欲に欠ける、利用者が他のサービスを希望している、目標達成に向けて効果的なサービスの提供が行われていない 等）
- *利用開始時に本人の状態により利用回数が少なかったなど、暫定利用期間でのアセスメント評価により標準利用期間内の支援で目標達成できるかの見極めができていないケースも見受けられます。そのような理由による延長は原則認められません。

2. 期間延長にかかる手続き

（１）事前相談

標準利用期間を超えた利用期間延長が必要となる場合は、利用者の延長希望の有無を確認のうえ、早急に各区の福祉事務所担当者にご相談下さい。（審査会への諮問まで1月程度かかりますので、遅くとも標準利用期間が終了する2か月前までには、各福祉事務所にご相談下さい。）福祉事務所で延長が必要と判断した場合は該当者について審査会に諮問することとなります。

（２）審査会への諮問に必要な書類の提出

福祉事務所が検討を要すると判断した場合や、審査会への諮問を決めた場合は、必要書類の提出をお願いすることとなります。

【必要書類】

- ① 標準利用期間が設定されているサービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書及び補足資料（暫定支給決定期間終了時、1年ごとの更新時および標準利用期間終了時にそれぞれ作成されたもの全て）
- ② 個別支援計画書（暫定支給決定時および1年ごとの更新時に作成されたものならびに期間延長後の計画についてのもの全て）
- ③ その他、福祉事務所において延長が妥当と判断するために必要な書類

（３）審査会への諮問と支給決定

審査会への諮問が決まった場合、（２）で提出された書類を審査会に提出します。審査会はこれらの資料に基づいて内容を審査し意見を付します。そのため、資料の内容が、これまでの利用者に対する支援内容や効果、また延長が必要な理由等について書面で確認できるものでないと審査ができません。

支給決定機関は審査会の意見をもとに延長についての決定を行います。

4. その他

延長についての福祉事務所へのご相談や書類提出の遅れ、または書類不備があった場合、審査会への諮問ができなくなる場合があります。ご相談や書類の提出等についてはできる限り速やかにお願いたします。

福祉局障害者支援課 通所支援担当

TEL：078-322-5231